

立入検査実施要領の改正 に関する説明会

令和8年7月6日
原子力規制庁 放射線規制部門

本日の説明会の流れ

1. 立入検査実施要領改正の背景及び趣旨
2. 本改正に伴う主な改正点
3. 事前に通告を行わない立入検査の導入及び
運用の概要
4. 今後の対応について
5. 事前にいただいた質問等への回答

1. 立入検査実施要領改正 の背景及び趣旨

改正の国際的な背景

国際原子力機関（IAEA）からの指摘

- IAEA 国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッション（令和6年度）
- IAEA 総合規制評価サービス（IRRS）ミッション（令和7年度）

【IRRSミッションにおいて受領した勧告】

（原文）The NRA should include unannounced inspections in a programme of inspection of radiation source facilities and conduct them.

（仮訳）原子力規制委員会は、放射線施設の検査プログラムに無通告検査を含め、これらを実施すべきである。

IPPASミッション及びIRRSミッションにおいて、
IAEA安全基準に則り※、「通告を行わない立入検査」
の実施を検討するよう勧告等を受領

※許可者の遵守状況を確認するため、規制当局は定期的検査と無通告の検査を組み合わせ
て検査を実施しなければならないと謳われている。

国内における背景及び改正の決定

- 国内において「通告を行わない立入検査」が必要となった背景

許可届出使用者等の事業所等又は登録認証機関等の事務所において、法令違反の可能性があり、早急に事実関係を確認する必要が認められた事案が存在

- 改正の決定

令和8年度 第7回 原子力規制委員会（令和8年4月28日）において「立入検査実施要領」の改正を決定

[\[N-ADRES\]第7回原子力規制委員会 令和8年04月28日](#)

2. 本改正に伴う主な改正点

本改正に伴う主な改正点

主な改正点は以下の2点

(1) 事前に通告を行わない立入検査の導入

- ①年間計画による事前に通告を行わない立入検査 …P.8
- ②対象事業所等及び通告に係る特例 …P.10

(2) 現行の立入検査実施要領の改善

- ①対象事業所等※の選定 …P.12
- ②選定した対象事業所等への通告 …P.12

※当該年度における立入検査の対象とする許可届出使用者等の事業所等及び登録認証機関等の事務所。

3. 事前に通告を行わない立入検査 の導入及び運用の概要

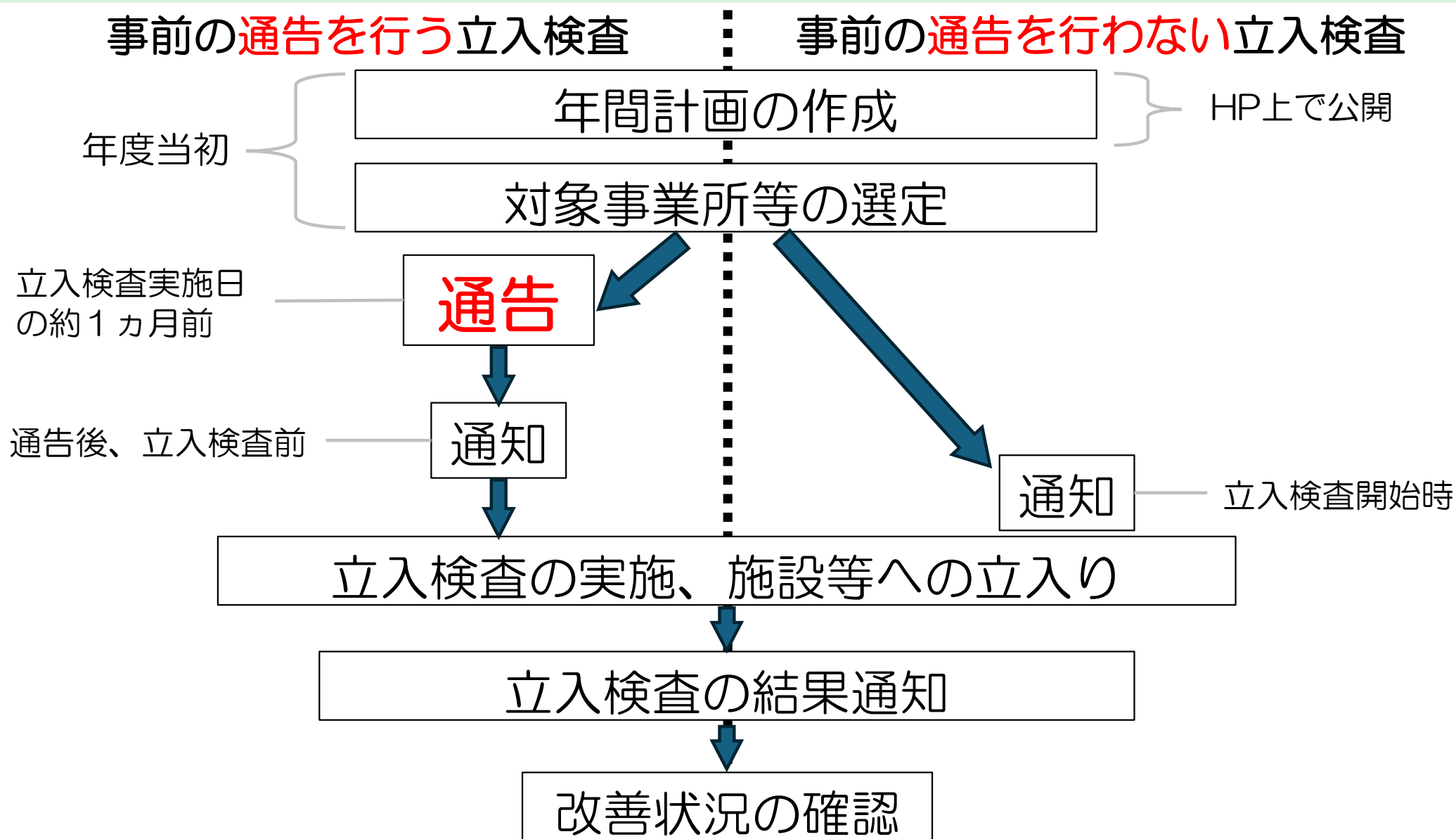
事前に通告を行わない立入検査の導入

①年間計画による事前に通告を行わない立入検査

- 年間計画に基づき、一部の立入検査について事前の通告を行わずに実施
- 通常時の法令の遵守状況、放射性同位元素等の管理体制等の業務実態を把握する目的
- 対象は、年間計画に含まれる許可届出使用者等※及び登録認証機関等

※放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）（以下「RI法」という。）第43条の2第1項に規定する許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者若しくはRI法第28条第7項に係る者（RI法第28条第7項の規定により、許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされた者をいう。）又はこれらの者から運搬を委託された者。

事前に通告を行わない立入検査の運用の概要



※通告は、立入検査実施日をあらかじめ調整するためにメールや電話等で連絡しているもの。

※通知は、立入検査実施内容を記載した事業者連絡する文書。

事前に通告を行わない立入検査の導入

②対象事業所等及び通告に係る特例

- 法令違反の可能性があるなど、早急に事実関係を確認する必要がある場合
- 原子力規制委員会の了承を得て、事前の通告を行わずに立入検査を実施可能
- 対象は、当該年度の年間計画に含まれるか否かに関わらない

4. 今後の対応について

現行の立入検査実施要領の改善事項

①対象事業所等の選定

- 立入検査の年間計画に基づき、対象事業所等を選定することを明確化

②選定した対象事業所等への通告

- 原則として、立入検査実施日の1箇月前をめぐに、当該立入検査の実施日等について事前に通告

今年度の年間計画

●立入検査方針（昨年度からの主な変更点）

（１）許可届出使用者等に対する立入検査

- ◆ 事前の通告を行う立入検査対象の選定条件は従来と同様
- ◆ 事前の通告を行わない立入検査の選定条件を追加（令和８年度は試行的に導入）

- ・ RI法第31条の2の規定に基づく法令報告を行った事業所等又は規則第28条の3各号に定める事由に該当する疑いのある事業所等
- ・ RI法施行規則第28条の3各号に定める事由に該当しないが、改善を求める必要のある事項があると疑われる事業所等
- ・ 昨年度までに放射線障害防止検査及び特定放射性同位元素防護検査を実施した事業所等のうち、当該検査結果を踏まえ、指摘及び指導事項に対する改善状況を把握及び確認する必要がある事業所等
- ・ 輸送物に係る技術基準の遵守状況を確認する必要がある事業所等

（２）登録認証機関等に対する立入検査

- ◆ 今年度は事前の通告を行わない立入検査は計画しない

今年度の年間計画

●年間実施予定件数

（１）許可届出使用者等

◆ 放射線障害防止検査：１１０件

（うち一部を事前の通告を行わない立入検査で実施する）

◆ 特定放射性同位元素防護検査：１１９件

（うち一部を事前の通告を行わない立入検査で実施する）

（２）登録認証機関等：１１件

●重点確認事項（概要）

（１）許可届出使用者等

◆ 排水設備等に係るRI法第13条の法令遵守状況

◆ アルファ核種を取扱う事業所等における放射性同位元素の適切な管理状況

◆ 特定放射性同位元素の防護措置及び改善状況

（２）登録認証機関等

◆ 個人情報等が含まれる書類及び電磁的記録の適切な管理状況

立入検査実施要領の改正概要・年間計画の掲載場所

●立入検査実施要領の改正概要

規制庁HP トップページ

→法令・文書・手続

→法令・内規等の文書

→規則・告示・内規・ガイド

→RI規制法の規制に係る規則・告示・内規・ガイド

⇒「お知らせ」

URL : https://www.nra.go.jp/activity/ri_kisei/kanrenhourei/index.html

●年間計画

規制庁HP トップページ

→放射線防護・原子力防災

→放射性同位元素、放射線発生装置及び放射性汚染物に関する規制

→放射性同位元素等規制法とは

→規制の現状

⇒「3 放射性同位元素等取扱事業所に対する立入検査の年間計画及び実施状況」

URL : https://www.nra.go.jp/activity/ri_kisei/kiseihou/kiseihou4-1.html

5. 事前にいただいた質問等への回答

規制庁HPに掲載しているQ&A【1】

Q. 事前に通告を行わない立入検査とは何ですか？

A. 事前の通告を行わない立入検査は、通常時の法令遵守の状況、放射性同位元素等の管理体制等の業務実態を把握することを目的として実施するものです。

一方で、通告を行う立入検査については、原則として、立入検査の実施日の1箇月前をめぐに、当該立入検査の実施日等について事前に通告を行います。

規制庁HPに掲載しているQ&A【2】

Q. 事前に通告を行わない立入検査を断ることはできますか？
事業者への配慮はどの程度行われますか？

A. 立入検査は、RI法に基づき実施するものであり、立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者については、罰則が設けられています（RI法第52条第14号等）。原子力規制委員会としては、こうした点も踏まえ、立入検査への協力をお願いしています。

一方で、事前に通告を行わない立入検査の実施により、診療中の患者の生命への影響が懸念される場合や、実験・生産工程を直ちに停止させることにより放射線障害のリスクが高まるなど、やむを得ない事情がある場合については、現場の状況を確認した上で、立入検査の開始時刻、検査の内容及び進め方を調整することもあり得ます。

規制庁HPに掲載しているQ&A【3】

Q. 事前に通告を行わない立入検査の対象はどこですか？
また、どのように対象を選び、実施するのですか？

A. 事前に通告を行わない立入検査は、許可届出使用者等（※1）及び登録認証機関等（※2）が対象です。実施に当たっては、立入検査実施要領に基づき、立入検査に係る計画（年間計画）に沿って対象を選定し、うち一部について事前に通告を行わない立入検査を実施することを予定しています。

※1：RI法第43条の2第1項に規定する許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者若しくは、同法第28条第7項に係る者（同項の規定により、許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされた者をいう。）又はこれらの者から運搬を委託された者。

※2：RI法第43条の3第1項に規定する登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関、登録放射線取扱主任者定期講習機関又は登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関。

規制庁HPに掲載しているQ&A【4】

Q. 夜間や休日に、通告を行わない立入検査が実施されることはありますか？

A. 現時点では、通告を行わない立入検査は、当該事業者の通常の事業活動が行われている時間帯での実施を基本としています。

事前にいただいた質問への回答【1】

＜検査対象事業所の選定に関するもの＞

Q1. 検査対象事業者の具体的な選定は、過去の立入検査結果や管理状況報告書の記載内容、通報あるいは相談のような情報を基に行うのでしょうか。可能な範囲でご教示いただけると幸いです。

Q2. 対象事業所の選定：取扱数量や事業所規模など、リスクの大きさに応じた選定（グレーデッドアプローチ）を行うのでしょうか。

A. 対象事業所の選定については、立入検査実施要領に基づき年間計画に定める立入検査方針に従って決定されます。以下は、令和8年度に試行的に通告を行わない立入検査を行う事業所となります（スライド13と同様）。通告を行わない立入検査の実績等を踏まえ、グレーデッドアプローチも含め立入検査の実施方針についても今後検討してまいります。

- RI法第31条の2の規定に基づく法令報告を行った事業所等又は規則第28条の3各号に定める事由に該当する疑いのある事業所等
- RI法施行規則第28条の3各号に定める事由に該当しないが、改善を求める必要のある事項があると疑われる事業所等
- 昨年度までに放射線障害防止検査及び特定放射性同位元素防護検査を実施した事業所等のうち、当該検査結果を踏まえ、指摘及び指導事項に対する改善状況を把握及び確認する必要がある事業所等
- 輸送物に係る技術基準の遵守状況を確認する必要がある事業所等

事前にいただいた質問への回答【2】

＜検査当日の体制に関するもの＞

- Q1. 防護管理者が不在の場合、どのように対応すれば良いでしょうか。
- Q2. 当施設少人数体制のため、お越しになっても当日対応できない場合が想定されますが大丈夫でしょうか。
- Q3. 大学の施設では配属人数が少ないので、出張や臨時休館日、主催／共催イベントなどと被り、対応する人が不在のケースが高い可能性で考えられるが、日程調整のお願いはどこまで可能なのでしょうか。
- Q4. 責任者等の不在時の対応：現行ガイドでは責任者や担当者への聞き取りが規定されていますが、放射線取扱主任者を含め、外勤等で不在の場合はどのような対応になるのでしょうか。
- Q5. 施設長や主任者など、主たる対応者が用務で不在の場合の措置についてお聞かせ下さい。

A. 立入検査は、RI法に基づき実施するものであり、立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者については、罰則が設けられています（RI法第52条第14号等）。原子力規制委員会としては、こうした点も踏まえ、立入検査への協力をお願いしています。事前に通告を行わない立入検査は、通常時の法定遵守状況や放射性同位元素等の管理体制等の業務実態を把握することを目的としていますので、防護管理者、放射線取扱主任者、施設長等が不在の場合でもRI等を取り扱う現場を中心に事業者のありのままの状況を放射線業務従事者などの立会いのもとで確認できれば問題ありません。

事前にいただいた質問への回答【3】

＜立入検査先事業所の実務への考慮①＞

- Q1. 当日来られて直近5年分の帳簿を開示できる会場や人員の確保などを考えると、主任者の授業などとの兼ね合いもあるため、直前の連絡で来られる場合には時間の多少の変更等を相談することがあると思うのですが、それには対応していただけるのでしょうか。
- Q2. 原子力発電所は、核物質防護のため入構手続きが必要となり、時間を要することが想定されますが、事前通告なしでお越しになった際はお待ちいただけるのでしょうか。

A. 事前に通告を行わない立入検査の実施により、診療中の患者の生命への影響が懸念される場合や、実験・生産工程を直ちに停止させることにより放射線障害のリスクが高まるなど、やむを得ない事情がある場合については、現場の状況を確認した上で、立入検査の開始時刻、検査の内容及び進め方を調整することもあり得ます。

事前にいただいた質問への回答【4】

＜立入検査先事業所の実務への考慮②＞

- Q1. 事前通告を行わない立入検査（管理区域内検査）においては、一時立入者として検査の対応をされると思っておりますが、検査対象区域が被ばく（0.1mSv以上）を伴う放射線作業等を実施していた場合、当該区域への入域ができない可能性があります。そのような場合、どのように対応する必要がありますでしょうか？（例：放射線業務従事者として指定する、記録検査する等）
- Q2. 放射線施設への立入り：当日の作業状況により、入域に制約を設けることは可能でしょうか。

A. 事前に通告を行わない立入検査の実施により、診療中の患者の生命への影響が懸念される場合や、実験・生産工程を直ちに停止させることにより放射線障害のリスクが高まるなど、やむを得ない事情がある場合については、現場の状況を確認した上で、立入検査の開始時刻、検査の内容及び進め方を調整することもあり得ます。

事前にいただいた質問への回答【5】

<その他>

Q1. 事前通告のありなしで検査の内容は同じなのでしょうか（例えば、事前通告なしでは施設の状況を主に確認する等）。

A. 事前に通告を行わない立入検査は、通常時の法令遵守の状況、RI等の管理体制等の業務実態を把握することを目的として実施するものであり、RI等を取り扱う現場を中心に事業者のありのままの状況を確認するものであります。なお、事前通告を行う検査は、従来と同様の検査になります。

Q2. 監査員（検査官）のなりすまし等へ対応するため、本人確認のために規制庁に電話で確認するのが良いか。

A. RI法第43条の2第3項の規定に基づき、立入検査を行う放射線検査官は身分を示す証明書を携帯しております。また、立入検査の実施について放射線規制部門に直接電話で確認いただくことも問題ございません。

今後の周知予定

○本日の説明会の映像を規制庁HPで公開

[立入検査実施要領の改正に関する説明会 | 原子力規制委員会](#)

○規制庁HPの問合せ先より、随時質問を受付

[「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領」の改正について | 原子力規制委員会](#)

○質問及び回答内容を規制庁HPで公開

[放射性同位元素等規制法による安全規制に関する質問と回答 | 原子力規制委員会](#)

○法令に基づく放射線取扱主任者定期講習のカリキュラムに取り入れ

○規制庁が依頼を受けた講演会での説明

今後とも、放射性同位元素等の適切な管理及び安全確保について、御理解と御協力を賜りますよう、
よろしくお願い申し上げます。